

コーポレート・ガバナンス報告書

2022年11月29日
株式会社ひかりホールディングス
代表取締役社長 倉地 猛
問い合わせ先：取締役経営管理本部長 立川 征吾
0572-56-1212
<https://h-holdings.jp>
証券コード：1445

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、以下のグループ企業理念を定めております。 「最強の中小企業集団」を作り、その技術と人材を後世に継承し社会に貢献する 我々が考える「最強の中小企業集団」とは、 一、我社の全社員は全ての人に対し礼節を重んじ、誠実で思いやりのある対応をする 一、我社は全社員とその家族、関係者一同を幸福に導く存在である 一、我社のサービスは全顧客の歓喜と感動を糧とし、永遠のイノベーションを起こす 一、我社は社会にとって必要不可欠な存在となり、常に平和と社会に貢献する 当社は、グループ企業理念の実践を通じて、企業価値を増大していくことが、企業経営の基本であると認識しております。この実現のために、コーポレート・ガバナンス体制の改善・強化は、経営上の最重要課題であります。当社は、この認識に基づき、社外監査役の選任や、執行役員制度の導入による意思決定及び業務遂行のスピードアップを図るなど、経営の監視・監督機能の強化に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
倉地 朝子	77,300	26.82
倉地 太	44,600	15.47
石原 真理子	23,400	8.11
名古屋中小企業投資育成(株)	19,200	6.66
倉地 猛	17,900	6.21
倉地 晴幸	15,000	5.20
(株)オルスタンダード	6,500	2.25
石原 千雅	6,200	2.15
(株)紀伊大理石	4,200	1.45
岩田 修一	3,200	1.11

(注) 上記の他、自己株式が30,700株(10.66%)あります。

支配株主名（親会社を除く）	倉地朝子
	倉地太

親会社名	なし
親会社の上場取引所	—

補足説明

(1) 上記の割合は、発行済株式（288,200 株）の総数から自己株式（30,700 株）を控除した株数により算出しております。
(2) 割合については小数点以下第 3 位を切り捨てております。

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	8 月
業種	建設業、電気通信工事業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要と致します。 このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。
--

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
野田 隆史	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野田隆史	—	同氏は、株式会社トライ（現：エムエイトアイ株式会社）の取締役就任していましたが、業務執行者ではなく、相談役という立場で携わってました。	株式会社シーテックにおいて常務執行役員を経験されるなど、電気通信工事業界における知識・経験を活かし、当社社外取締役として、取締役会の意思決定の適正性、妥当性を確保するための助言、提言を行っていただけると判断し、選任いたしました。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員か	報酬委員会	3	0	1	1	0	0	社外監査役

補足説明

当社は、役員報酬決定プロセスの透明性と客観性の向上を図るため、社外役員を構成員の過半数とする任意の報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、1年に2回開催することとし、役員報酬の構成や支給基準、各取締役の報酬について審議・決定を行っております。

<報酬委員会設置の概要>

委員長：岩田修一氏(社外監査役)

構成員：倉地猛氏(代表取締役)、野田隆史氏(社外取締役)

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名以内
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は大会社ではないため会計監査人は設置しておりませんが、監査法人コスモスとの間で年度監査契約を締結しており、監査役は、監査計画策定時、半期レビュー時、期末監査時に監査法人と会合を設け、計画書、報告書の説明を聴取し、受領するとともに、意見交換を行っております。また、コンプライアンス室は、当社及び当社グループ（連結子会社等）全ての部署に対して業務監査を実施しております。これらの監査役、監査法人及びコンプライアンス室においては、それぞれの監査結果や保有する重要事項についての連絡、協議及び意見交換等を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岩田 修一	弁護士													
竹尾 卓朗	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩田修一	○	—	弁護士として法律に関する高度な専門的な知識・経験等を活かし、広範かつ高度な視野で適切な監査を行っていただけると判断し、社外監査役に選任しております。
竹尾卓朗	○	—	公認会計士及び税理士としての専門的な知識・経験等を活かし、広範かつ高度な視野で適切な監査を行っていただけると判断し、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	0名
---------	----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

ストックオプションの付与対象者	取締役、監査役、従業員、連結子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	-------------------------------

該当事項に関する補足説明

業績向上へのインセンティブを高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的としてストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていません。
------	-----------------

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で報酬の総額を決定し、その具体的な配分は取締役会で決定しております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対するサポートはコンプライアンス室を中心に行っており、社外監査役からの要請に基づき、各種資料の提供や準備、情報の提供、意見交換等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【取締役会】

当社の取締役会は取締役6名により構成され、原則として月に1回の取締役会・経営会議及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営方針やその他重要事項を迅速に決定するとともに、取締役の職務執行状況を確認しております。

【監査役会】

当社は、監査役会設置会社であります。監査役会は監査役3名（うち社外監査役2名）により構成され、月に1回以上監査役会を開催して監査計画に基づく監査実施状況を報告するとともに、各監査役の経営情報等を共有することによって、監査業務の充実を図っております。ガバナンスのあり方とその運営状況を常に監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。また、各監査役は取締役会に出席し、法令順守の状況を確認しております。さらに常勤監査役につきましては、重要会議への出席、重要書類の閲覧等により、業務執行上の監査を行っております。

【内部監査】

当社は内部監査につきましては、コンプライアンス室にて各部署及び各連結子会社を対象とし、定期監査を行っております。また、連結子会社ごとにコンプライアンス担当を設置し当社との連携を図っております。監査終了後は速やかに監査報告書を作成し、必要があれば改善事項の指摘・指導を行っております。また、内部統制につきましては、コンプライアンス室を中心に内部統制委員会を設置し月1回、関連部署との情報共有を行っております。

【報酬委員会】

当社は、役員報酬決定プロセスの透明性と客観性の向上を図るため、社外役員を構成員の過半数とする任意の報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、1年に2回開催することとし、役員報酬の構成や支給基準、各取締役の報酬について審議・決定を行っております。取締役報酬は、固定報酬に加えて、業績、会社への貢献度等を勘案した報酬から構成されており、報酬委員会が決定した答申内容に基づき取締役で決議いたします。

<報酬委員会設置の概要>

委員長：岩田修一氏(社外監査役)

構成員：倉地猛氏(代表取締役)、野田隆史氏(社外取締役)

【会計監査】

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2022年8月期において連結財務諸表の監査を執行した公認会計士は、新開智之氏、犬飼宗次氏の2名でありいずれも継続監査年数は7年以内であります。当該監査業務にかかる補助者は公認会計士10名その他6名であります。

なお、当社と監査法人及び監査に従事する公認会計士・補助者との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、顧客、株主、取引先、従業員、地域社会など当社グループをとりまく様々なステークホルダー全体の利益に十分に目を配りつつ、バランスの取れた的確で迅速な意思決定と業務執行を行い、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、社会的責任を果たしていくことを経営上の基本方針としています。こうした企業経営を行うためのコーポレート・ガバナンスを目指して、現状の体制を採用しています。当社グループの事業分野は広範で多岐にわたっており、また極めて高度な専門的・技術的背景を持っています。当社では、こうした多岐にわたる業務執行の意思決定を的確かつ迅速に行える体制を確保すると同時に、業務執行の監視・監督の面でも実情に即した体制が重要と考えています。そのため、取締役会は実質的な審議を行うことができる適正な規模とし、当社の事業内容に通曉し内部事業に精通している取締役が、前期の経営上の基本方針を十分に認識し充実した議論を行い、業務執行の意思決定を行うとともに、各取締役の職務執行の状況を各々独自の観点から相互に監視・監督・評価し、併せて、社外監査役を含む監査役・監査役会が、取締役の職務執行および内部統制システムの構築・運用の状況を監査する体制にしています。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日の3週間前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	最集中日を避ける設定をしております。
電磁的方法による議決権の行使	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
その他	株主とのコミュニケーションをさらに強化するために、株主総会当日の出席株主に対して、アンケートや希望がある方に対して個別で面談を行っております。

2. IR に関する活動状況

	補足説明
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後の状況を鑑みて、検討してまいります。
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後の状況を鑑みて、検討してまいります。
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	今後の状況を鑑みて、検討してまいります。
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の状況を鑑みて、検討してまいります。
IR 資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、発行者情報、IR 情報などを掲載しております。
IR に関する部署(担当者)の設置	経営管理本部／取締役 経営管理本部長
その他	—

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「「最強の中小企業集団」を作り、その技術と人材を後世に継承し社会に貢献する」の企業理念のもと、株主、顧客、取引先、地域社会、従業員等の、会社を取り巻くステークホルダーの尊重を図ることとしております。また、企業としての社会的責任を果たすため、コンプライアンス体制やリスク管理体制を整備・強化し、内部通報制度を設けることで従業員によるリスク情報等の報告を受け、問題の早期発見と迅速な是正措置を行うこととしております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	当社グループでは、長期環境ビジョンとして、持続可能な社会の実現に向けて、環境面において継続的に取り組む分野として、長年、タイル業界に携わって経験と実績を踏まえ、タイルの製造工程においてガスや重油から電気化へとシフトチェンジすることで、CO ₂ を排出しないカーボンニュートラルタイルの製造に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、各法令や東京証券取引所の規則にしたがって、迅速かつ積極的に開示を行うことが重要な経営課題の一つであると認識しております。そのような認識のもと、法令等で求められている開示の他にも、株主をはじめとするステークホルダーの皆様にとって重要と判断した情報については当社ホームページにて開示する方針であります。法令等で求められる開示以外の重要な開示事項として以下の項目を想定しております。 ①企業理念 ②経営戦略及び経営計画 ③コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方
その他	当社では女性の活躍に向けた取り組みについて、今後の当社の発展のためにも重要な経営課題として捉えており、適材・適所を踏まえ女性をさらに登用するとともに、女性が管理職として活躍できる雇用環境の整備に取り組んでおります。また、2020 年から社員の帰属意識の向上を目的に、10 年計画として、新卒社員の採用と採用後のフォローアップ研修にも取り組んでおります。新卒社員のキャリア形成を推移する社内外の研修プログラムや、意識啓発を目的とした研修などを全グループ社員対象に育成・仕組みづくりを推し進めております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、及びその他会社の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）の基本方針を以下のように定めております。 ①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 取締役会については、取締役会規程の定めに従いその適切な運営を確保しております。取締役会は、月 1 回の開催を原則とし、その他必要に応じて随時開催して、取締役間意思疎通を図るとともに相互
--

に業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を出席させ、法令定款違反行為を未然に防止しております。取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちにコンプライアンス室に報告するものとし、コンプライアンス室において、発生事実の確認及び分析、再発防止の具体的な対応策を検討し、その結果を内部統制委員会へ報告し、必要に応じた社内体制の改善を協議し、各社コンプライアンス担当とともに、改善を図る体制となっております。

②使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人は、当社で設置している内部通報制度を利用することが可能になっております。コンプライアンスリスク等を未然防止させる体制を構築しており、全社的にコンプライアンスに対しての意識を高めております。また、年2回行っている幹部研修会で、役員等が法令遵守事項、定款・規程遵守事項などを説明し、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンスに対しての意識を高めております。

③子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社においても、当社同様、内部通報制度を設置しており、当社グループにおけるコンプライアンスの実効性を確保しております。また、内部監査室による業務監査を年1回以上行っており、コンプライアンスの観点の監査も行い、適合状況をチェックする体制を構築しております。

④取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報を含む経営情報については、文書管理規定に則り、各業務担当部署又は総務部において、適正な保存及び管理を行うこととしております。保存されている書類については、取締役及び監査役は常時閲覧可能としております。

⑤損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関しては、リスク管理規程に則り、各部長及び各連結子会社のコンプライアンス担当をリスク管理責任者として、各部署内及び各連結子会社のリスク管理をするとともに、内部統制委員会において、各部署において発生するリスク、発生し得るリスクについて対応策を講じる体制となっております。万が一損失が発生した場合、リスク管理責任者の報告や内部通報制度によって、早急な状況把握ができるようになっており、内部統制委員会において、発生事実の確認及び分析、再発防止の具体的な対応策を検討し、必要に応じた社内体制の改善が図られることとなっております。

⑥取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督しております。

⑦子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

関係会社管理規程の方針に基づき、子会社経営の効率性確保の体制を構築しております。

⑧子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、関係会社管理規程に基づき、事前に当社と協議をし、承認を得る体制をとっております。

⑨その他当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び各連結子会社においては内部通報制度を設置しており、業務における適正の確保に努めております。また、年2回行っている幹部研修会で、グループ全体の業務適正を確保するよう、意識を高めております。当社経営管理本部が各連結子会社の管理を統括しており、詳細な業務管理については、関連業務のある各部署が行っております。業務内容については、適時打ち合わせを行い、密接な連携をとることにより、適正な業務運営の確保に努めております。

⑩監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が補助使用人を求めた場合、監査役室に必要とされる人員を配置し、監査業務を補助すべき使用人とするとしております。

⑪監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室所属使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事異動、人事考課、懲罰

については監査役会に相談し、意見を求めることとしております。

⑫監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助すべき使用人には、職務に必要な知識・能力を備えた者を配置することとし、必要な会議への出席（監査役等の代理出席を含む）、必要な調査権限・情報収集権限を付与するとともに、内部監査部門をはじめとする執行側各部署の協力体制を確保することとしております。

⑬取締役及び使用人及び子会社の役員等、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、職務執行に関し、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を知ったときは、直ちに監査役会に報告することとしております。当社で設置している内部通報制度については、監査役会の求めに応じて、所轄部門から間接的に報告することとしております。また、取締役及び使用人は監査役会の求めに応じて、その職務の執行に関する事項の説明をすることとしております。子会社の役員等からの報告については、当該子会社の執行部門や子会社から報告を受けた当社子会社の所管部署等を経由して、監査役の監査に資する情報等を間接的に監査役に報告することとしております。

⑭監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人及び子会社の役員等、使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役会の求めに応じて、その職務の執行に関する事項の報告及び説明をすることとする旨規定しており、そのことにより、人事上の不利益な処分は行わないこととしております。

⑮監査役職務の執行について生ずる監査費用の前払又は償還の手続その他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

会社法第388条の規定に従い、処理するものとしております。通常の監査費用については、監査役会の監査計画書に基づき予算化したものの提出を受け、協議の上決定しております。また、有事における監査費用についても、必要に応じ処理する方針としております。

⑯その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役監査の重要性と有用性を認識及び理解し、監査が実効的に行われる体制をとることとしております。代表取締役、監査法人、監査役会は、それぞれ定期的に意見交換会を開催する体制をとることとしております。コンプライアンス室は、監査役会と緊密に連携する体制をとることとしております。必要な場合、専門家（弁護士、税理士等）と監査役会は、意思疎通を図ることのできる体制にしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たないという方針のもと、取締役が当社の主要な会議で、その旨を折に触れ、注意を促しております。当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、所管部署は総務部として、運用を行っております。具体的には、新規取引先については、外部調査機関等を用いて情報収集を行い、事前にチェックを行っております。また、取引先との間で締結する契約書において、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の条項を盛り込んでおります。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

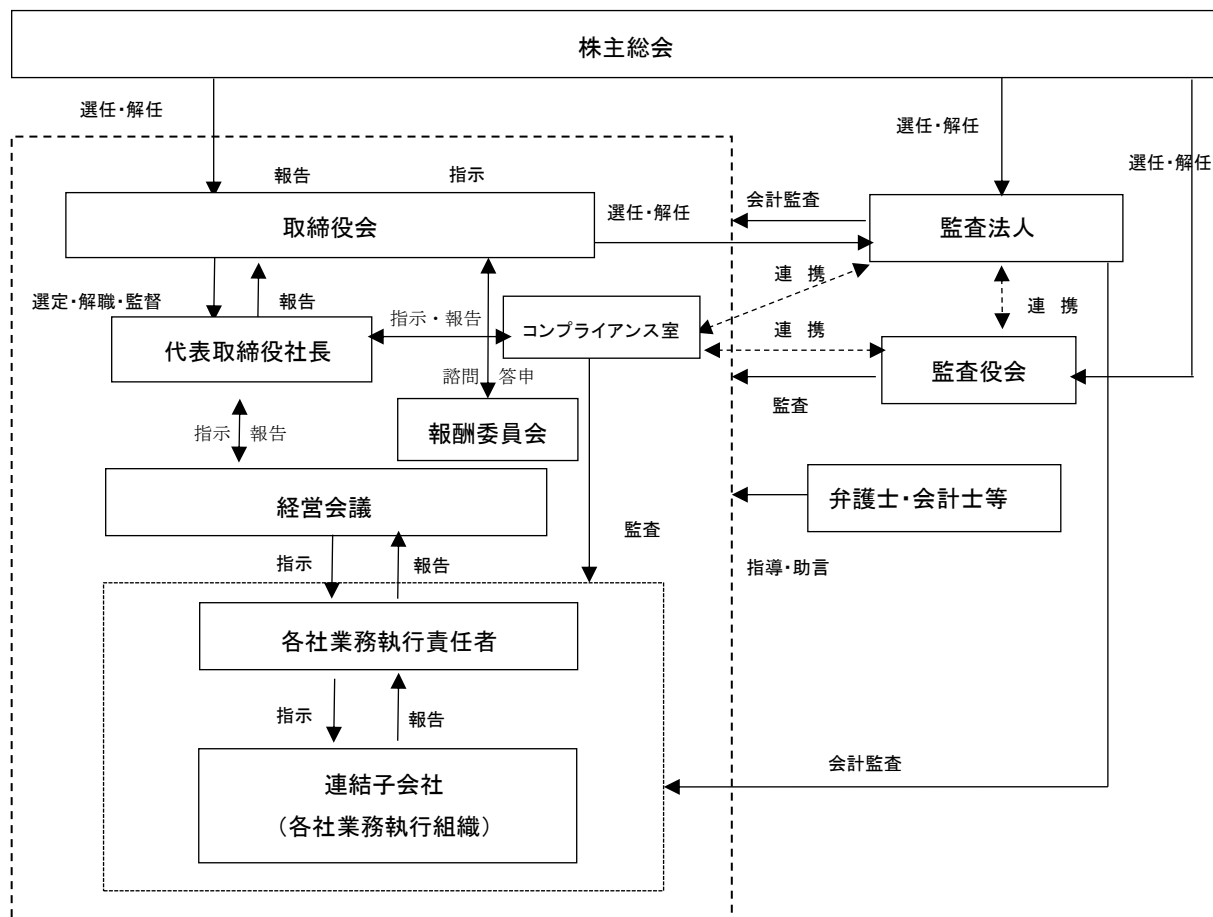
該当項目に対する補足説明

現在は特段の買収防衛策を定めておりませんが、将来的には敵対的買収の予防策、対抗策を検討し、必要に応じて導入していきたいと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制の概要は、次の図のとおりです。

【模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要（模式図）】

